

## 【表紙】

|               |                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】        | 公開買付報告書                                                                   |
| 【提出先】         | 関東財務局長                                                                    |
| 【提出日】         | 2022年12月23日                                                               |
| 【報告者の氏名又は名称】  | 株式会社THE SHAPER                                                            |
| 【報告者の住所又は所在地】 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号                                                         |
| 【最寄りの連絡場所】    | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号                                                         |
| 【電話番号】        | 03 - 5208 - 4824                                                          |
| 【事務連絡者氏名】     | 代表取締役 山田 和広                                                               |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません                                                                |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません                                                                |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません                                                                |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません                                                                |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません                                                                |
| 【縦覧に供する場所】    | 株式会社THE SHAPER<br>(東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社THE SHAPERをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ユーザベースをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社ユーザベース

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権（以下に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます。）

- (ア) 2013年5月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年5月5日から2023年5月3日まで）
- (イ) 2014年4月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年5月1日から2024年3月28日まで）
- (ウ) 2015年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月2日から2025年3月27日まで）
- (エ) 2016年1月4日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年1月6日から2025年12月18日まで）
- (オ) 2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- (カ) 2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- (キ) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年4月1日から2027年6月18日まで）
- (ク) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年4月1日から2027年6月18日まで）
- (ケ) 2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月1日から2027年6月18日まで）
- (コ) 2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- (サ) 2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- (シ) 2022年4月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第28回新株予約権（以下「第28回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年4月30日から2027年4月29日まで）

### (3)【公開買付期間】

2022年11月10日（木曜日）から2022年12月22日（木曜日）まで（30営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限（26,023,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（38,451,375株）が買付予定数の下限（26,023,700株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2022年12月23日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

( 3 ) 【買付け等を行った株券等の数】

| 株券等の種類         | 株式に換算した応募数     | 株式に換算した買付数     |
|----------------|----------------|----------------|
| 株券             | 35,783,655 (株) | 35,783,655 (株) |
| 新株予約権証券        | 2,667,720      | 2,667,720      |
| 新株予約権付社債券      | —              | —              |
| 株券等信託受益証券 ( )  | —              | —              |
| 株券等預託証券 ( )    | —              | —              |
| 合計             | 38,451,375     | 38,451,375     |
| ( 潜在株券等の数の合計 ) | ( 2,667,720 )  | ( 2,667,720 )  |

( 4 ) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分                                                    | 議決権の数   |
|-------------------------------------------------------|---------|
| 報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 ( 個 ) (a)             | 384,513 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数 ( 個 ) (b)                           | 26,677  |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 ( 個 ) (c)    | -       |
| 報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 ( 個 ) (d)             | -       |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数 ( 個 ) (e)                           | -       |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 ( 個 ) (f)    | -       |
| 対象者の総株主等の議決権の数 ( 2022年9月30日現在 ) ( 個 ) (g)             | 370,392 |
| 買付け等後における株券等所有割合<br>((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100) ( % ) | 93.92   |

( 注 1 ) 「対象者の総株主等の議決権の数 ( 2022年9月30日現在 ) ( 個 ) (g)」は、対象者の2022年11月9日提出の第15期第3四半期報告書 (以下「本第3四半期報告書」といいます。)に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、( )本第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数 (37,067,757株) に、( )対象者が2022年10月11日付で発行した対象者株式21,088株、及び( )対象者から報告を受けた2022年9月30日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数 (3,852,262株) を加算した数 (40,941,107株) から( )対象者が2022年11月9日に公表した「2022年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数 (304株) を控除した数 (40,940,803株) に係る議決権の数 (409,408個) を分母として計算しております。

( 注 2 ) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

( 5 ) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。